

平成19年 第11回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成19年6月28日（木）午前11時02分

場 所：ホテルフロラシオン青山

平成19年6月28日

東京都教育委員会第11回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第56号議案 東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第57号議案 東京都公立学校長の任命について

2 報 告 事 項

(1) 東京都西部学校経営支援センターにおける庁有車の使用状況について

(2) 職員会議の運営状況について

委員長	木村 孟
委員	鳥海 巖
委員	米長 邦雄
委員	内館 牧子
委員	高坂 節三
	(欠席)

委員	中村 正彦
----	-------

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中村 正彦
	次長	松田 二郎
		(欠席)

総務部長	志賀 敏和
------	-------

学務部長	新井 清博
------	-------

人事部長	松田 芳和
------	-------

福利厚生部長	秦 正博
--------	------

指導部長	岩佐 哲男
------	-------

生涯学習部長	三田村 みどり
--------	---------

特別支援教育推進担当部長	荒屋 文人
--------------	-------

人事企画担当部長	直原 裕
----------	------

教育政策担当参事	石原 清志
----------	-------

学校経営指導・都立高校改革推進担当参事

	森口 純
--	------

(書記)	教育政策室政策担当課長	黒崎 一朗
------	-------------	-------

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 時間でございますので、ただいまから平成19年第11回定例会を開会させていただきます。

本日は高坂委員が所用により欠席でございます。

取材・傍聴の関係でございますが、報道関係は都政新報外5社、個人は20名からの傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 まず、本日の会議録の署名人でございますが、米長委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 会議録の件でございます。前々回5月24日の第9回定例会の会議録につきましては、前回お配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第9回定例会の会議録につきましては御承認いただいたということにさせていただきます。

前回6月14日の第10回定例会の会議録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第57号議案につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については御了承

いただきました。

議 案

第56号議案 東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

【委員長】 第56号議案、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明を人事企画担当部長、よろしくお願いいたします。

【人事企画担当部長】 第56号議案は、教員の職の分化にかかわる都立学校の管理運営規則の改正でございます。

教員の職の分化につきましては、昨年7月の教育委員会に「教員の職のあり方検討委員会」の検討結果を報告いたしました。そのポイントは、教諭の職と校長の職をそれぞれ分化し、給与上も異なる処遇をすべきであるというものでございます。以後、その具体化に向けた検討を進めてまいりまして、今回、これにかかわる規則改正案をまとめましたので、付議するものでございます。

改正の理由ですが、学校教育が抱える課題が一層、複雑化、多様化している状況の中で、教諭という同一の職にある者の中で、職務の困難度や責任の度合いに大きな違いが生じている。また、校長についても、学校ごとの課題の違いなどから、管理職として担う責任や職務の困難度に違いが生じてきている。そこで、校長と教諭の職を分化し、統括校長、主任教諭等の職を新たに設置し、これにより教員一人一人の意欲を引き出し、資質能力の一層の向上を図り、また、学校をより組織的に機能させ、学校全体の教育力を高めていくことを目的に改正するものです。

あとはA3判の資料で御説明させていただきます。

初めに、Iの1、教員の職の現状です。教諭の任用・給与制度については、現在、年功的、一律的な形になっています。教諭は、主幹や管理職になる者を除くと、採用された後、退職までずっと教諭のままで、昇任してより責任の重い上位の職につくという仕組みがありません。このため、教諭の給与は年功的かつ一律的に上昇する形に

なっています。

他方、その実態ですが、現実には職務の困難度、責任の度合いに相違が生じております。先ほどお話しましたように、学校の課題が複雑化、多様化し、現在、教諭一人一人の資質能力や学校の組織的課題解決能力の向上が一層必要になっているわけですが、同じ教諭の職にあっても、職務の困難度、責任の度合いに違いが生じております。多くの教諭は授業の改善や児童・生徒の生活指導などに熱心に取り組み、また、学校運営にも組織の一員として積極的に貢献しておりますが、期待に十分こたえ切れていない教員もいるのも事実であろうと考えています。

次に、校長についてですが、この間、東京都の公立学校は、校長のリーダーシップの下、様々な教育改革を進めてまいりました。その結果、例えば、新しいタイプの学校であるとか研究開発校など、学校によって校長が担う職務の困難度や責任の度合いが重くなっていると考えています。

こうした現状を受けまして、教諭と校長の職を分化し、それぞれの職に応じた適切な処遇、給与を実現したいと考えています。このことによって、最終的には学校全体の教育力の向上につなげていきたいと考えています。

Iの2、教員の職の分化ですが、特に高度な知識や経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を設置するというものです。II、主任教諭・統括校長の役割の1、主任教諭の役割ですが、教諭として採用後、一定の育成期間（約10年）を経た後、選考を受け、合格すれば主任教諭に昇任するという仕組みを導入したいと考えています。主任教諭の役割は教育面と校務運営面の両方がありますが、教育面では、教科の担任等として実践的、効果的な学習指導を行う。また、学級担任等として、的確な児童・生徒理解に基づいた指導を行うということです。また、校務運営面では、指導・監督層である主幹を積極的に補佐し、学校運営上重要な役割を担うこととなります。また、これから若手の教員が大勢入ってくるわけですが、そういう人たちに対する助言や支援など、指導的な役割を果たしてもらおうと考えております。

次に、統括校長ですが、こちらは特に重要、困難な校長の職として設置するわけですが、どのような学校に配置するのかということ、IIの2に4点記載しております。

アとして、教育の先進的な取組を推進するとともに、その成果を全体に還元する役

割を担う学校、例えば、研究開発校のような学校を想定しています。イとして、他校には見られない困難な課題を抱え、特に改善・改革が必要とされる学校。ウとして、統廃合や学校選択制など社会の動向を背景として、地域・保護者からの高い期待に応える責務を負う学校。エとして、複数課程、学校規模、教職員数、分校・分教室設置等により、管理の困難度が高い学校。このような学校に配置したいと考えておりますが、この点については、今後、区市町村教育委員会とも協議して更に詰めていきたいと考えております。

次に、Ⅲ、職の設置ですが、根拠は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定められている教育委員会の組織編制権限に基づくものです。

具体的な規則改正の条文はその次に記載のとおりです。施行は平成20年4月1日としております。

最後に、Ⅳ、今後の予定ですが、都立学校にかかわる規則改正を御決定いただければ、その後、小・中学校につきまして同様の規則改正を区市町村教育委員会に依頼したいと考えております。さらに、職の分化後に見合った給与の設定を東京都人事委員会に要望いたします。

給与については、現在、国において教員給与の見直しの検討が進んでおります。その動向をにらみながらということになるかと思いますが、東京都人事委員会の10月の給与勧告の中に具体化をしていただければと私どもとしては考えております。その後、職員団体との給与改定交渉、そして選考を実施し、平成20年4月の任用開始としたいと考えています。

資料にはありませんが、職員団体の動きについて御報告いたします。昨年、「教員の職のあり方検討委員会」の報告を公表して以降、度々職員団体からの要請を受けてまいりました。昨日も、関係7団体から、本日、規則改正案を付議することに対する要請を受けております。要請の趣旨は、「職を分化することは、教職員を差別分断し、職場の協力、協働体制を壊して、教育破壊を招くことになる。また、主任教諭にならない人の給与の引下げにつながっていく。職員団体と十分協議を尽くすべきであって、拙速な規則改正を行わないよう申し入れる。」というものでした。これに対しまして事務局からは、改めて「職の分化は教員の資質能力の向上と学校の組織的課題解決能

力の向上のために行うものである。」ということを説明したところです。今後も、節目で必要な話し合いを行い、理解を求めていきたいと考えております。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問はございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件に関しては原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

報 告

(1) 東京都西部学校経営支援センターにおける庁有車の使用状況について

【委員長】 報告事項(1) 東京都西部学校経営支援センターにおける庁有車の使用状況について、説明を学校経営指導・都立高校改革推進担当参事、お願いいたします。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 先日の教育委員会で御依頼がありました西部学校経営支援センターにおける庁有車の使用状況を御報告いたします。

配置目的でございますが、学校経営支援センターの設置目的の一つに「学校の身近な地域で、学校の実態に応じた機動的できめ細かい支援を行っていく。」という項目がございます。しかしながら、西部学校経営支援センター及び同支所、東部学校経営支援センター支所については、公共交通の不便地が多くて、きめ細かな支援を行うための機動性が確保しにくい状況にあるため、庁有車を各1台、合計3台配置しております。庁有車の利用に当たっては、効率性・経済性、交通安全対策、公共交通機関の運行状況、道路状況等を勘案した上で、配車責任者を置き、登録した職員が庁有車を運転しております。

使用目的は、学校への定期又は随時の訪問、資料や物品等の搬送、事故・事件、災害等緊急な場合としています。

資料の3には平成19年4月1日から6月14日までの西部学校経営支援センター及び同支所の庁有車の使用状況について、月日と所属、場所、使用時間、使用理由を示し

ております。

資料2枚目の下に庁有車に関するデータを記載しております。小型貨物自動車1290CC、5人乗りで、3台とも同じ車種でございます。

報告は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問はございますか。

【委員】 学務部からの報告を求めたのですが、前回の委員会で「基本的にあまり庁有車を使わないで学校に行っております。」という説明がありましたので、できるだけそのようにしているのだと私は考えております。資料を2枚いただきましたが、全部言っても仕方がありませんので、1枚目についてお尋ねします。西部学校経営支援センターの本所と支所とありますが、本所と支所の最寄りの駅はどこですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 本所はJR西国立駅で、支所は西武新宿線の花小金井駅です。

【委員】 資料の1枚目に4月23日に都立東村山高等学校に行ったとあります。ここに庁有車を使って出掛けたということですが、東村山駅は花小金井駅から西武線1本で9分です。会社でいうと自分の会社の一番最寄りの駅から電車に9分乗って行けるところに、とても交通が不便だとして庁有車を使っている。それから、4月17日に都立上水高等学校に行っていますが、ここの最寄り駅は玉川上水駅だろうと思います。ここも花小金井駅から17分で乗換えなしで行ける高等学校です。そうしますと、学務部は、庁有車を使うときに、電車1本で9分のところや17分のところが、とても交通が不便で、都民の税金を使った庁有車で行かなければならないぐらい不便と考えているんですか。これは他の教育委員にもお聞きしたいのですが、どうしても遠いので仕方がないという場合はともかく、最寄りの駅からわずか9分、17分は、電車で行ける距離だと私は思いますが、これが庶民の感覚ではないですか。委員が指摘して、そういうことがないようにしてくださいといったことに対して報告がまた出てきて、いや、これは違うと思うと。これは電車で行くべき距離ではないかというのが私の感覚なんですけどどうなんでしょうか。電車で9分だとか17分だとか、乗換えなしで行けて、これは遠いという気がしないのですが、どうなんでしょうか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 4月17日の都立上水高等学校には4名が行っております。確かに、乗車時間は大体9分ですが、駅から学校まで歩いて約15分かかります。電車を使った所要時間は大体40分ぐらいだと思うのですが、車でも大体同じ時間でございます。しかしながら、4人で行った場合、電車賃を考えると約2,000円かかりますが、ガソリン代で計算しますと、大体700円ぐらいになり、経済性が高いと思っております。それから、西武線は池袋線、新宿線、多摩湖線とありますが、こちらは西武拝島線でございます。電車の時間が大体20分に1本ぐらいということで、待ち合わせ時間を考えますと、実際には40分より時間がかかってしまいます。それから、小平、萩山、小川の3駅でほかの電車の接続があり、待ち合わせ時間があるため、実際に電車で行った場合は、それ以上時間がかかるということですので、経済性、効率性の上からも特に問題はないと思っております。

【委員】 そうすると、この都立東村山高等学校の場合、最寄り駅から、直線で乗り換えなしで9分乗って行って、そして学校訪問する。その電車に9分乗っている時間は、車を使わなければならないということを言い張るつもりですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 こちらにつきましては池袋線ということですが、こちらあまり便がよくありません。電車の待ち合わせ時間を考えますと、時間的にはそれほど車と電車と変わりません。4月23日は5人で行っておりますので、片道170円で5人、往復1,700円で、往復でも大体ガソリン代は280円程度ということで、効率性としては高いと思っております。

【委員】 その庁有車はその間学校に待たせておくのですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 先ほど登録した職員が運転すると説明申し上げましたとおり、学校の駐車場に置かせていただいております。

【委員】 学校長や教師には車通勤を認めていないと思うのですが、そうですか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 認めていないということではありません。特別な理由があれば認めております。この庁有車を配置するに当たりまして、通勤ではなく、1日おおむね3校程度の学校を回ることや、駅から遠い学校もあるということで、校長連絡会等において、庁有車を学校経営支援センターの職員が使用することについて、昨年の段階で説明をいたしておりますが、特に意見はなかったと記

憶しております。

【委員】 私が申し上げたいことは、学校経営指導・都立高校改革推進担当参事が一生懸命やってくださっていることはよく分かっていますから、参事には申し上げにくいことですが、みんな一生懸命やってくれていることも分かっております。しかし、中には、校長や教職員に車による通勤は認めないと言っておきながら、自分は庁有車が使えらる身分であるということを見せつけつつ、学校経営支援センターの者の校長に対する振る舞いが、どう考えても校長を支援する立場ではなく、品の悪い言葉で言えば、いばりくさっていると、そういう者が見受けられるので、私は庁有車をこのように使ってはならないということをおの間申し上げたのです。

ですから、電車で9分とか17分というところが遠いのか近いのか、車を使うことの効率というか、経済的なことがどうなっているのか、私はよく分かりませんが、とにかく自分は庁有車を使えらる身分であって、あなたは自分の車でも運転して学校に来ることができない身分だということをおからさまに見せつけながらいろいろ言っている人も学校経営支援センターの中にはいるという情報もあるものですから、そういうことがあるのかと思ってお聞きしたいのです。

【教育長】 今、委員がおっしゃるような実態があるのだとすれば、これは学校経営支援センターの職員の態度が非常に悪いということでございます。庁有車で行くということは、自分で運転して行くということで運転手つきではありません。したがって、本来は電車で行くのですが、ただ4人も5人も電車で行くよりは、遠隔へき地の学校をいろいろ回らなければいけないときに、せつかく車がありますから、それは肅々と車で行って、ただ、態度としては、運転手兼学校経営支援センターの職員という立場なのです。だから、おっしゃられるように、あなた方よりも私の方が偉いんだというのとは全く逆で、運転手も兼ねているんだという感じで事に当たらなければいけないはずなのです。

学校経営支援センターの職員は、この車を使って通勤しているわけではありませんので、校長なり一般教員が通勤に車を使う、使わないとは少し違う問題だろうとは思いますが、御指摘のような実態があるのだとすれば、私どもは、学校経営支援センターの職員に、何をはき違えているんだということを徹底していきたいと思います。

【委員】 もしそういう事態があれば、是非よろしくお願いします。

【委員長】 委員がおっしゃっているのは、車を使うことそのものよりも、車で乗りつけて、それで指導してやろうという、そういう印象を与えているところがあるかもしれない、そういうところは気を付けてくれということだと思います。学校経営支援センターというような大上段に構えた名前を付けると、そういうことが起こる可能性がありますので、くれぐれも気を付けてください。ただ単に車を使う使わないの問題ではないと思いますので、気を付けていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

【委員】 私も委員がおっしゃることは肝に銘じておく必要があると思います。印象なのです。私が怖いのは、「きめ細かに支援」のようなきれいな言葉でくくってしまい、きめ細かい支援のためには車が必要だとしてしまうことで、では、きめ細かい支援というのは、同じ学校に何回も何回も毎日のように行って、きめ細かいことをやっているのかと思って拝見すると、別にそういう感じでもない。そうなる、やはり納得できない部分があると思いますので、これはきちんと納得できる方向でやらないと、印象としては良くないということがあるだろうと感じます。

【委員長】 ありがとうございます。では、この件については、気を付けていただくということと、車で行くこと自体は今のような御説明もありますし、また、車の種類を見た限り、車で行くこと自体がプレッシャーを与えるということはありません。全体の対応の問題だと思いますので、よろしく願いいたします。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 職員会議の運営状況について

【委員長】 報告事項(2) 職員会議の運営状況について、説明を同じく学校経営指導・都立高校改革推進担当参事、よろしく願いいたします。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 こちらにつきましても、先日の教育委員会で御依頼のあった件でございます。

これまでの取組でございますが、平成18年1月に各学校で自己点検を行いました。こちらにつきましては、学校経営に職員会議等の課題があり、なおかつ支援を必要としている学校を調査をしましたところ、平成18年3月、課題のある学校22校のうち18校が挙手等による採決を行っていました。平成18年4月に学校経営の適正化について通知をいたしまして、平成18年6月に学校経営支援センターから全校へ訪問し、学校経営状況の把握をしましたところ、対象265校のうち24校で挙手等による採決が行われていました。その後、平成18年12月に学校経営に係る改善状況の把握をしましたところ、対象265校のうち3校で挙手等による採決が行われていました。平成19年2月現在では、平成19年4月26日の第8回定例会で報告したとおり、対象265校のうち挙手等による採決を行っている学校はゼロでございました。

今後の取組でございますが、学校経営支援センターが学校訪問でヒアリングを実施しており、調査の結果、現時点では挙手、採決等が行われているという報告はありませんが、引き続き学校経営支援センターにおいて支援を行っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

【委員】 4月26日の第8回定例会から、学務部は学校経営支援センターがいかにかうまく機能しているか、いかに校長が喜んでいるかということ、校長アンケートをとって、まとめということを出してまいりました。しかし、その都度、実態と違うのではないかという意見も続けて3回出ました。これが4回目なので、本当に挙手により採決している学校がゼロなのかということをもう一回調査していただけないか。学校長が主導権を握っていないで、学校長以外のところでいろいろな物事が決まっていく学校があるのかなのかという調査をもう一回やってもらえませんかと言った、その再調査の結果がゼロだと今聞きましたが、4月26日にゼロだという答えが現時点でもゼロであると学務部はこの定例会で正式に答えるのですね。これは学務部長にお聞きします。

【学務部長】 現時点で我々が把握している状況については、このとおりだということでございます。

【委員】 それでは誠に申し訳ないのですが、これから学校名を申し上げますけれども、よろしいですか。

その前に、新しい校長が4月1日付けで着任した学校は大体何校ぐらいあるんでしょうか。

【人事部主任管理主事】 二十数校でございます。

【委員】 では、新しい校長が着任して、前の校長とやり方を変えるというか、何らかのことをやりたいと学務部や指導部、学校経営支援センターに言ってきたならば、大いにその校長を支援するというか、指導するようよろしくお願ひしたいと思います。

開学以来、採決が止まったことがない学校があるということは、学務部は承知しているはずですが。本当に承知していなくて調べた結果がゼロだと、これは定例会の議事録に残りますのではっきり申し上げますけれども、間違いなく学務部の調査はゼロですか。もう一回お聞きします。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 4月26日に報告したとおり、各学校経営支援センターが学校訪問する中で採決等が行われているかということを確認しましたところ、ないという報告をいただいていますので、我々としてはそういう実態はないという認識でございます。

【委員】 それでは、学校名を申し上げますので、そこを調べていただきたいと思います。狛江高等学校、拝島高等学校、福生高等学校、昭和高等学校、北園高等学校、竹早高等学校。それから、駒場高等学校が変わったのか変わらなかったのかということも調べていただきたい。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 駒場高等学校がどのように変わったのかというのは、採決ということですか。

【委員】 つまり、校長よりも偉い人たちがいて、校長が何もできないという学校があるということが今問題になっているのです。駒場高等学校はそういう学校なのか、そういう学校を変えたのか、それとも、元々そういうことはなかったのかということをお調べいただきたいのです。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 変わったのかというのは、挙手による採決をやらなくなったのかということですか。

【委員】 そういう意味です。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 現校長しか把握はできませんけれどもよろしいですか。

【委員】 現校長です。

【委員長】 それでは、今の委員の御指摘については調べていただくということでもよろしいですか。

【委員】 それから、三鷹高等学校についてお聞きしたいのです。なぜ私がこんなことを申し上げるかということ、これも採決で、校長が一番偉くない学校という意味です。

それから、一つ忘れていました。武蔵丘高等学校も入れてもらえませんか。

【学校経営指導・都立高校改革推進担当参事】 武蔵丘高等学校は8校目ということですか。

【委員】 どこが一番、二番というわけではありませんが、とりあえず8校挙げておきましたので調査していただきたいと思います。

私が申し上げたいことは、教育委員はお飾りではなく、それぞれ一生懸命やっておりますし、事務局も学務部も一生懸命やってくださっていることはよくわかっているのです。しかし、スキャンダルというわけではないのですが、もしも何らかのことがあって、それを教育委員会の中で指摘して、事務局にもそんなことがあったのかということのうち、改めさせるところは改めさせ、改める必要のないものは、それは誤解ですと説明をしていただくような教育委員会でなければいけないと思っておりますが、このままいきますと、マスコミあるいは秋の都議会から出てきたりして、教育委員は何をやっているんだ、本当にお飾りだと言われてしまうと私は困りますので、まず調査をしていただきたい。

採決というよりも、三鷹高等学校は現状どうなっているのかということをお聞きしたいのです。知っている範囲で結構です。

【人事部長】 採決という意味でしょうか。

【委員】 採決というよりも、ながら条例に関すること、若しくは採決に至る、人事部長が現在把握していること、また学務部長が把握していること、お二人にお聞きしますので、お一人ずつ答えていただければと思います。

【人事部長】 ながら条例については、職員が組合活動に参加するときに職務専念義務の免除、それから給与の減額の免除の手続をとることになっております。給与の減額免除については、今年の12月から制度的になくなって無給になるのですが、現時点ではそういう手続が必要になっています。それについて三鷹高等学校においては、きちんとした手続がとられておらず、不適切な部分があったということが法務監察課の監察等の中でも出てきておりまして、いわゆる押印漏れという事態がございました。しかし、これは全く管理職の知らないところで組合活動をやっていたということではなくて、組合活動への参加については一定の確認行為は事実上行われていました。ただ、校長の決裁という意味では不備な点があって、その点については法務監察課でも指導いたしました。今後とも指導を継続してまいりたいと思っております。

以上です。

【委員長】 学務部長、いかがですか。

【学務部長】 人事部長がお話した以外のことは、私の方では承知しておりません。

【委員長】 今、お挙げになった学校を更に調査するということがよろしいですか。

【委員】 調査するのはもちろんですが、私が申し上げたいことは、押印が不手際だったのか押し忘れがあったのかはわかりませんが、学校経営支援センターが行って指導すべきときに、その校長の言動は実に自信に満ちあふれているものであって、その点について多くの校長たちが当然そのことは知っているわけです。つまり学校経営支援センターの人とその押し忘れた校長とどちらが偉いのかということ、教育委員会のこの席で言うべきことではないのですが、学校経営支援センターの力関係というのか、庁有車に乗っていくという人が片方にいれば、力のある校長がいて、その人の前では話すことができないような学校経営支援センターの職員もいるというような実態がもしあれば、それはやはり力強く教育長が直々に出て行って――もしそういう実態があるとすればですが、それはけしからんことだから、それは許せない、きちんと

やっておかなければだめですので、やっていていただきたいと思います。しかも、不手際があったことが法務監察などというところから来て、教育委員が後で知ったということになると大変な失態ですので、できるだけ早くやっていただきたいと思いません。

【委員長】 その点、よろしくをお願いします。

いずれにしても、学校経営支援センターはまだできたばかりですから、今、委員御指摘の問題のようなことは私も時々聞いておりますが、試行錯誤を繰り返していい方向に進めていくべきだと思います。教育委員会としてはその辺をよく見て、何かあったら方向を修正して行くということが必要だと思います。それでよろしいですね。

【総務部長】 よろしいですか。仕組みだけお話しさせていただきます。実は、法務監察課は総務部の所管でございまして、学校経営支援センターはかかわっておりません。法務監察課は、学校経営支援センターの支援業務とは別に服務上の取扱いについて事務的に見について監察してくるという仕事を行っております。

三鷹高等学校も確かに今年の5月後半に見についております。毎年100校近く監査を行っておりまして、各都立学校には大体二、三年に1回は必ず監察に行くことになっております。実は毎年いろいろな問題が見つかっていまして、例えば、様式を改正したのに古い様式をそのまま使ってしまうとか、このような印漏れがあったなど、不適正な事例が出ております。三鷹高等学校の件もそのうちのひとつだと思いますが、実態は事情聴取したり調査をしているところでございます。大体は分かっておりますので、もし詳しくということであれば、今後報告します。

【委員】 私が申し上げたいことは、総務部長がおっしゃったように、法務監察の方からの指摘、それは総務部の管轄だとおっしゃるけれども、そもそも学校経営支援センターが調査して実態を把握して人事部長なり総務部長に報告してあれば、もともとこういうことはないはずです。

【総務部長】 少し違うのです。要するに、服務上きちんとやっているかどうかという書類上の審査などは、法務監察課の監察という仕事になっておりまして、法務監察課で行っています。これは逆に言えば第三者機関のようなものです。学校経営支援センターがそこまでかかわってしまいますと、それこそ委員御指摘の管理センターの

ようになってしまいますので、そうではなくて、経営上の支援だけ学校経営支援センターで行うということですから、それとは違う観点だと思います。

【委員】　しかし、それは大変なことであって、当然学務部はその学校の実態を把握してあって、大体こうなっているだろう、こういう心配がある、こうではないかということをして、校長なり副校長なり教師の悩みだとか、やってほしいことを把握して支援していくのが学校経営支援センターの仕事ですから、当然そうしているのであれば、どういう間違いかわかりませんし、実態は追々わかってくると思いますが、1回だけの間違いではないということは、これは全く見逃していたとしか思えないことではないですか。

【教育長】　委員の御指摘の趣旨は私もよくわかります。今総務部長が言いましたように、法務監察課は法務監察課で、教育委員会事務局の一部なのです。お話を伺っていますと、部あるいは課同士の横の連絡が十分なのかという問題が一つあるかと思っています。それから、片方で、今法務監察課が持っている権限も学校経営支援センターに与えるという手はあり得ます。ただ、監察ですから、監察権限を持った者が行くと、これはどう見ても支援とは思われませんから、それは学校経営支援センターにはなじまないだろうということで、今の組織上は総務部に残してあります。

いずれにしても、学校経営支援センターが始まってまだわずかな期間ですけれども、学校経営支援センターの役割をどうしていくのか検討は必要だと思います。お話のように、校長先生方が本当に支援してくれているんだな、我々の悩みの解決方法をいろいろ示してくださいなど、何よりも校長先生方からこういうことで悩んでいますという声を上げてもらうことが第一だと思います。例えば、ながら条例で本当に悩んでいる校長先生もいます、実はこういう悩みがあるんですという声が上がってくるような学校経営支援センターに我々はしていかなければいけないと思っていますので、横の連絡を今後一生懸命やりたいと思います。

【委員】　教育長のおっしゃるとおりにしていただければ、私も質問などする必要もないし、そもそもこの報告が、庁有車も含めて、委員がどういう意図を持って質問しているのか、何を求めているのかということが事前に分かりそうなものですから、ある答えが当然あって、それであれば、一生懸命やってくださいねと、発言は10秒

で終わるのです。そういうような組織にさせていただかないといけないのです。

今、校長が声を出せないような学校経営支援センターになっているということがあ
るかもしれないので、教育長、よろしく願いいたします。

【委員長】 それでは、この件については報告として承ったということにさせてい
ただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

7月12日(木) 午前10時00分 教育委員会室

7月26日(木) 午前10時00分 教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会

委員長・教育長協議会理事会・総会(委員長・教育長)

7月19日(木)、20日(金) かずさアーク(千葉県木更津市)

【委員長】 それでは、政策担当課長、今後の日程についてお願いいたします。

【政策担当課長】 定例教育委員会でございますが、次回は7月12日木曜日、午前
10時から教育委員会室で予定しております。次々回は、7月26日木曜日、午前10時か
ら教育委員会室で予定しております。

全国都道府県教育委員会連合会の委員長・教育長協議会理事会・総会が、委員長、
教育長対象でございますが、7月19日木曜日、20日金曜日、木更津市のかずさアーク
で予定しております。

以上でございます。

【委員長】 何かほかにございますか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、引き続き非公開の審議に入らせていただきます。

(午前11時54分)